消防危第242号
令和６年８月30日

各都道府県知事
各指定都市市長　殿

消防庁次長
（公印省略）

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令の公布について

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（令和６年総務省令第83号。以下「改正省令」という。）が本日公布されました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いします。

記

第一　改正内容に関する事項

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第２号）において、４-クロロ-２-フルオロ-５-［（ＲＳ）-（２・２・２-トリフルオロエチル）スルフィニル］フェニル＝５-［（トリフルオロメチル）チオ］ペンチル＝エーテル（別名フルペンチオフェノックス）及びこれを含有する製剤を、新たに消防活動阻害物質に加えること。

第二　施行期日に関する事項

改正省令は、令和７年３月１日から施行すること。

（連絡先）
消防庁危険物保安室
担当：早川、高橋
TEL　：03-5253-7524
FAX　：03-5253-7534

報道資料

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和６年８月30日
消防庁

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見公募の結果及び改正省令の公布

消防庁は、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）の内容について、令和６年７月 10 日から令和６年８月８日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、意見の提出はありませんでした。

意見公募の結果も踏まえて、当該省令を本日公布しましたので併せてお知らせします。

１　主な改正内容

次の物質を消防活動阻害物質に指定するため、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第２号）を改正するものです。

・４-クロロ-２-フルオロ-５-［（ＲＳ）-（２・２・２-トリフルオロエチル）スルフィニル］フェニル＝５-［（トリフルオロメチル）チオ］ペンチル＝エーテル（別名フルペンチオフェノックス）及びこれを含有する製剤

２　意見公募の結果

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）の内容について、令和６年７月 10 日から令和６年８月８日までの間、意見を公募したところ、意見の提出はありませんでした。

３　省令の公布

消防庁では、意見公募の結果も踏まえて、以下の改正省令を本日付けで公布しました。

・　危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（令和６年総務省令第 83 号）　別紙

（連絡先）
消防庁危険物保安室　担当：早川、高橋
TEL：03-5253-7524（直通）
E-mail：fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp
※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。

別紙

○総務省令第八十三号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第二の十八の項の規定に基づき、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年八月三十日

総務大臣　松本　剛明

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後

（危険物の規制に関する政令別表第一の総務省令で定める物質及び数量）

第一条　危険物の規制に関する政令別表第一の上欄に掲げる総務省令で定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質とし、同令別表第一の下欄に定める総務省令で定める数量は、次の表の下欄に定める数量とする。

（二十五）　ヘキサキス（β・β―ジメチルフェネチル）ジスタンノキサン（別名酸化フェンブタスズ）及びこれを含有する製剤	［略］

（危険物の規制に関する政令別表第二の総務省令で定める物質及び数量）

第二条　危険物の規制に関する政令別表第二の上欄に掲げる総務省令で定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質とし、同令別表第二の下欄に定める総務省令で定める数量は、次の表の下欄に定める数量とする。

（一）～（二十五）　略	［略］
（二十六）　四―クロロ―二―フルオロ―五―［（ＲＳ）―（二・二・二―トリフルオロエチル）スルフィニル］フェニル＝五―［（トリフルオロメチル）チオ］ペンチル＝エーテル（別名フルペンチオフェノックス）及びこれを含有する製剤	
（二十七）　けいふっ化水素酸を含有する製剤	
（二十八）～（七十六）　［略］	

改正前

（危険物の規制に関する政令別表第一の総務省令で定める物質及び数量）

第一条　［同上］

（二十五）　ヘキサキス（β・β―ジメチルフェネチル）ジスタンノキサン（別名酸化フェンブタスズ）及びこれを含有する製剤	［同上］

（危険物の規制に関する政令別表第二の総務省令で定める物質及び数量）

第二条　［同上］

（一）～（二十五）　同上］	［同上］
（二十六）　けいふっ化水素酸を含有する製剤	
（二十七）～（七十五）　［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和七年三月一日から施行する。